

議会にて、ドイツにおける社会福祉政策及び同協議会の活動について説明を受け、認知症高齢者の支援施設を視察し、意見交換をした。ドイツ連邦政府家族・高齢者・女性・青少年省及びドイツ高齢市民組織全国協会では、ドイツにおける少子高齢化の状況及び対策について講義を受けた。また、在ドイツ日本国大使館訪問では、ドイツ国民の退職及び年金に対する考え方や難民を巡る状況を踏まえた介護福祉制度に関する説明を受けた。ゲルセンキルヒョン市では、高齢者の社会貢献及び高齢者近隣ネットワークの構築に取り組む団体、フランクフルト市では、多文化共生を試みる高齢者介護住宅や介護福祉支援団体等を視察し、ディスカッションを行った。

招へいプログラムでは、外国参加青年は、東京で「NPOマネジメントフォーラム」に参加し、別途公募により参加した日本青年とともに「非営利団体の活動の活性化のために～非営利団体と企業との連携・協働～」をテーマに合宿によるディスカッションを行った。その後、鹿児島県を訪問し、県における認知症施策について講義を受けるとともに、県内の高齢者支援活動の現場等を視察し、意見交換を行った。また、高齢者関係の活動に携わる青年たちと「認知症高齢者を地域が支える～住民・団体・行政の連帯と住民主導の活動の促進～」をテーマにセミナーを実施した。

(2) 学習活動の促進

ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(平成2年法律第71号)が制定され推進体制の整備が図られた。その後、18年に改正された「教育基本法」(平成18年法律第

120号)で生涯学習の理念(第3条)が、さらにこの理念の実現のために、20年に改正された「社会教育法」(昭和24年法律第207号)でも「生涯学習の振興への寄与」が明示された(第3条2項)。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進めた。

(ア) 生涯学習の基盤の整備

福島県において、「全国生涯学習ネットワークフォーラム」を平成27年11月に開催し、行政、大学等の教育機関、生涯学習に関するNPOなどの民間の団体、企業等の関係者が一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり・社会づくりについての研究協議等を行い、その成果を発信するとともに、継続的な取組が推進されるよう、様々な分野にまたがる関係者等のネットワーク化を図った。

また、都道府県及び市町村における社会教育行政の充実に資するため、優れた専門的能力を有する社会教育主事等の専門職員の養成等を図った。

(イ) 学習成果の適切な評価の促進

中央教育審議会生涯学習分科会学習成果活用部会において、検定試験の質の保証・社会的活用の促進や、学習成果の活用による新たな学習機会や様々な活動を結び付けるための基盤等を通じて、「『学び』と『活動』の循環」を実現するための検討を行った。また、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、引き続き、民間事業者等が主体的に行う自己評価の取組の普及に向け

た支援を行うとともに、第三者評価に関する調査研究において、第三者評価の試行等を実施した。

また、高等教育段階の学習機会の多様な発展に寄与するため、短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校等修了後、大学における科目等履修生制度などを利用し一定の学習を修めた者に対し、独立行政法人大学評価・学位授与機構において審査の上、「学士」の学位授与を行っている。

イ 学校における多様な学習機会の提供

(ア) 初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

学校教育においては、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図っている。

(イ) 高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進した。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供することを促進した（図2-2-9）。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送やインターネットなどの身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供した（図2-2-10）。

(ウ) 学校機能・施設の地域への開放

児童生徒の学習・生活の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めている。

また、小・中学校の余裕教室について、地方公共団体が社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの転用を図れるよう、取組を支援した。

ウ 社会における多様な学習機会の提供

(ア) 社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進した。

また、高齢化問題等の地域の様々な現代的課題について、行政、企業、NPO、各種団体等で社会教育に携わる者が幅広く集まり、学びを通じた実践的な解決方策を検討するための研究協議会（地域力活性化コンファレンス）を全国各地で開催し、地域課題解決の取組の普及・啓発を図った。

(イ) 文化活動の振興

国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図った。

(ウ) スポーツ活動の振興

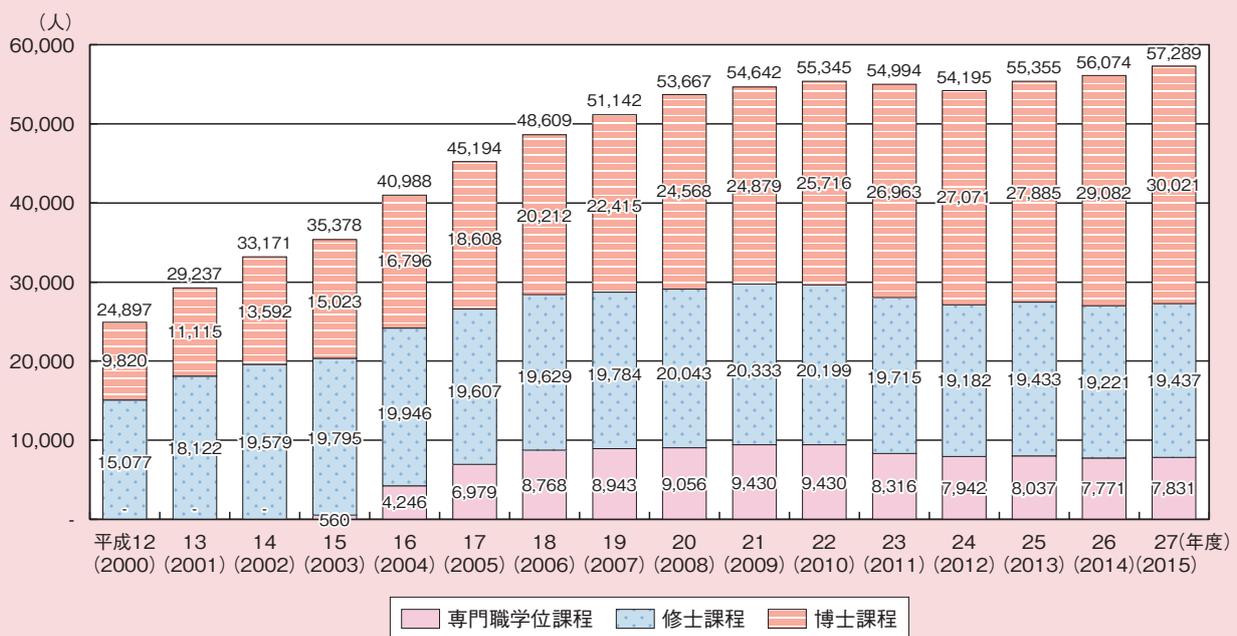
いつまでも健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「スポーツによる地域活性化推進事業」を行い、スポーツを通じた地域の活性化

を推進するとともに、「体育の日」を中心とした体力テストやスポーツ行事の実施等、各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図った。

(工) 自然とのふれあい

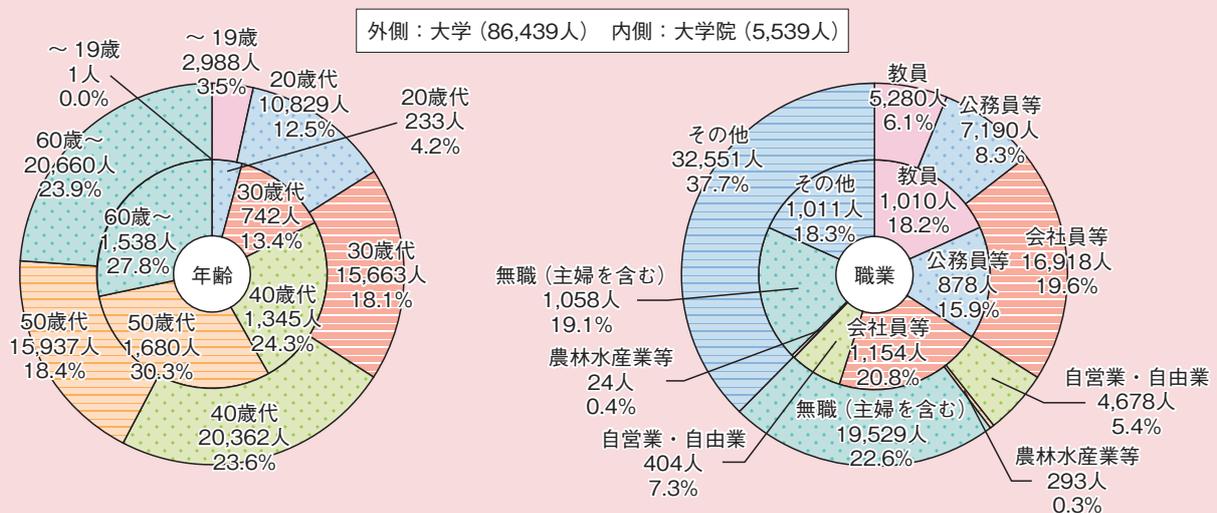
国立公園等の利用者を始め、国民誰もが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動イベント等の情報をインターネット等を通じて提供した。

図2-2-9 大学院の社会人学生数の推移



資料：文部科学省 学校基本調査報告書（各年度5月1日現在）
 ※修士課程 | 修士課程及び博士前期課程（5年一貫制博士課程の1、2年次を含む。）
 博士課程 | 博士後期課程（医・歯・薬学（4年制）、獣医学の博士課程及び5年一貫制の博士課程の3～5年次を含む。）

図2-2-10 放送大学在学者の年齢・職業



資料：文部科学省 放送大学（平成27年度第2学期）

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員及びパークボランティアの連絡調整会議等を実施し、利用者指導の充実を図った。

さらに、高齢者を含むあらゆる人が国立公園等を利用できるよう、ビジターセンターなどの利用拠点にコミュニケーション支援ボードを設置した他、バリアフリー対応が可能な人材養成を行った。

(オ) 消費者教育の取組の促進

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育、すなわち消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行わなければならない。こうした消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」(平成24年法律第61号)が施行された。同法に基づき、消費者庁に設置された「消費者教育推進会議」は、27年7月には、第2期消費者教育推進会議の第1回が開催された。今後の進めかたとして、①「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(平成25年6月閣議決定)の見直しに向けた論点整理、②若年者に対する消費者教育の機会の充実などの社会情勢等の変化に対応した課題が示されるとともに、2つのワーキングチーム(若年者の消費者教育に関するWT、消費者市民社会普及WT)を開催することとした。

また、消費者教育関連の教材、取組、講座といった様々な情報を集約し提供している「消費者教育ポータルサイト」については、第1期消費者教育推進会議取りまとめ(平成27年3月公表)の提案に基づいたシステム改修を行った。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を支援した。

4 生活環境等分野に係る基本的施策

「生活環境等分野に係る基本的施策」については、高齢社会対策大綱において、次の方針を示している。

住宅は生活の基盤となるものであり、生涯を通じて豊かで安定した住生活の確保を図っていく必要がある。このため、将来にわたり活用される良質な住宅の供給を促進し、併せて、それらが適切に評価、循環利用される環境を整備することを通じ、高齢者が保有する住宅の資産価値を高め、高齢期の経済的自立に資するとともに、その資産の次世代への適切な継承を図る。さらに、高齢者の居住の安定確保に向け、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を目指す。

高齢者等全ての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、自宅から交通機関、まちなかまでハード・ソフト両面にわたり連続したバリアフリー環境の整備を推進するとともに、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるような、医療や介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりを推進するものとし、高齢者向け住宅の供給促進や、地域の公共交通システムの整備等に取り組む。

また、関係機関の効果的な連携の下に、